

# 精神手帳所持者も旅客運賃割引が受けられるようになります！

令和7年4月1日から、JRグループにおいて精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対する運賃割引が始まります。

## 割引の内容

### ●旅客運賃減額区分に応じて割引の内容が異なります。

第1種障害者	第2種障害者	割引率
○単独で乗車する場合 ・本人の乗車券 (片道100kmを超えるもの)	○単独で乗車する場合 ・本人の乗車券 (片道100kmを超えるもの)	50%
○介護者と同乗する場合 本人と介護者の ・乗車券 ・回数券 ・急行券 ・定期券※ (距離制限はありません)	○介護者と同乗する場合で、本人が12歳未満の場合 ・介護者の定期券※	

割引の詳細については、JRにお問い合わせください。

※12歳未満の小児は、障害の有無にかかわらず通常の50%の価格となるため、障害者割引は適用されません。

## 対象となる方

### ●精神障害者保健福祉手帳所持者で以下の要件を満たす方

- ・手帳に減額区分（第1種または第2種）が記載されていること
- ・手帳に顔写真が貼られていること
- ・手帳の有効期限が切れていないこと

#### 【旅客運賃減額区分について】

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、その手帳の障害等級に基づいて以下のとおり区分されます。

第1種	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方
第2種	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級、3級の方

- 手帳に上記の減額区分が記載されていない場合は、アオーレ長岡 福祉窓口又は各支所 地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）にてお申し出ください。